



財務省横浜税関

YOKOHAMA CUSTOMS



横浜税関の概要

横浜税関は、財務省に属する行政機関で、宮城県、福島県の東北地域のほか、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県を管轄しております。

管轄内には、東北の海と空のゲートウェイである仙台塩釜港・仙台空港や、日本有数の港である横浜港・川崎港など11の海港と3つの税関空港が設置されています。

1872年の税関発足時から、我が国の貿易を支え、経済の健全な発展と安全・安心な国民生活の実現に寄与しています。

税関の仕事ってどんな仕事？

「税」(関税等の税金の徴収)と「関」(不正薬物の水際阻止)が主な仕事です。主な業務としては、

- 旅客・乗組員の携帯品の通関
 - 船舶・航空機に対する取締
 - 麻薬探知犬を活用した不正薬物等の検査
 - 関税法違反嫌疑事件の調査・処分
 - 輸出入貨物の審査・検査
 - 輸出入申告の事後調査
 - 輸出入貨物・不正薬物の成分分析
 - 関税技術協力(外国税関職員の受入事業)
- などがあります。



Voice

～先輩からのメッセージ～

これまでどんな業務を担当してきましたか？



一般職行政区分 採用

税関の仕事の特徴は、業務の幅広さにあります。私は現在、仙台で輸出入貨物の審査を行う通関業務を担当していますが、以前は、当直勤務で横浜港の安全を守る取締業務をしていました。この他にも、私も把握しきれていないほどの業務が税関にはあります。異動の周期は2年程度であり、様々な業務を担当する機会があるため、自分の強みを活かした業務に巡り合うこともできます。異動により業務内容が大きく変わることもありますが、毎回新鮮な気持ちで取り組めることも税関の魅力のひとつに感じています。

まだ自分のやりたい仕事を決めきれていない方、就職した後でも自分に合った業務を選べます。税関で理想の仕事を見つけてみませんか。



これまでどんな業務を担当してきましたか？

私は横浜税関に採用されて今年で4年目になります。これまで、船舶・乗組員の取締業務、国際郵便物の通関業務に携わりました。現在は仙台空港で、航空機等に関する事務や海外から日本に到着した旅客や乗員の手荷物検査などを行っています。

税関の業務内容は多岐にわたり、部署異動によって業務内容が変わることもありますが、これまでに勤務した部署で得た知識を現在の職場で活かすことができ、日々学びがある魅力ある職場だと感じます。語学やパソコンに関する研修制度も充実しており、入関後のスキルアップも可能です。

業務説明会等の情報を下記QRコードからチェックできますので、是非ご覧ください。皆さんと一緒に働く日を楽しみにしています。



一般職行政区分 採用

もっと詳しく知りたい方はこちらへ！

横浜税関総務部人事課人事第1係
〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通1-1
TEL:045-212-6020 メール:yok-jinji-1@customs.go.jp

